

## 富山県人口未来構想本部設置要綱

### （目的）

第1条 富山県における地方創生・人口減少対策を、総合的かつ効果的に推進するため、富山県人口未来構想本部（以下「本部」という。）を設置する。

### （所掌事務）

第2条 本部は、次に掲げる事務（以下「所掌事務」という。）をつかさどる。

- （1）人口減少対策に関する施策の企画、調整及び推進に関すること。
- （2）新たな人口ビジョン「富山県人口未来構想（仮称）」に関すること。
- （3）その他人口減少対策に関すること。

### （組織）

第3条 本部に、本部長、副本部長及び本部員を置く。

- 2 本部長は、知事をもって充てる。
- 3 副本部長は、副知事をもって充てる。
- 4 本部員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

### （職務）

第4条 本部長は、本部の所掌事務を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

### （会議）

第5条 本部の会議は、必要に応じて本部長が招集する。

- 2 本部長は、必要に応じ、本部の会議にその他の関係職員を出席させることができる。

### （事務局）

第6条 本部の事務を処理するため、地方創生局に事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長及び事務局次長を置く。
- 3 事務局長は、地方創生局長をもって充てる。
- 4 事務局次長は、ワンチームとやま推進室長をもって充てる。

### （細則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営等に関して必要な事項は、本部長が別に定める。

### 附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月22日から施行する。
- 2 とやま未来創生推進本部設置要綱は、廃止する。

別表（本部）

|     | 職 名      |
|-----|----------|
| 本部員 | 知事政策局長   |
|     | 危機管理局長   |
|     | 地方創生局長   |
|     | 交通政策局長   |
|     | 経営管理部長   |
|     | 生活環境文化部長 |
|     | 厚生部長     |
|     | こども家庭支援監 |
|     | 商工労働部長   |
|     | 農林水産部長   |
|     | 土木部長     |
|     | 会計管理者    |
|     | 企業局長     |
|     | 教育委員会教育長 |
|     | 警察本部長    |